主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は違憲を云々するが、その実質は原審の事実認定を非難するに帰し、民訴三 九四条の主張に当らない。

よつて民訴四〇一条、九五条、八九条により裁判官全員の一致で主文のとおり判 決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎